

仕事と介護を両立しよう！

1. 介護休業・介護部分休業は介護の体制を構築するための休業です。

(1) 介護休業

制度概要	職員が要介護状態にある対象家族の介護のためにする日単位の休業（無給）
対象者	要介護状態 ^{※1} にある対象家族を介護する本学の職員。 ただし、期間を定めて雇用される職員（教員任期規則適用者、定年後の再雇用者、テニユアトラック規則適用者及び病院助教を除く。）は、介護休業取得予定期間から起算して 93 日経過日から 6 か月を経過する日までの間に、雇用が継続（更新）される可能性がある場合に取得できます。
取得期間・回数	対象家族 1 人につき、 <u>通算して 186 日までの範囲内で、3 回を上限として、分割取得</u> できます。
対象家族の範囲	配偶者（パートナー ^{※2} を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫 等 （詳細は、 介護休業規則 第 3 条第 2 項第 1 号から第 8 号を参照。以下同じ。）
申出期限	介護休業を始めようとする日の 1 週間前までに所属（配属）の人事事務担当者に申し出てください。

※1 **負傷、疾病又は身体若しくは精神上の障害により、2 週間以上にわたり常時介護を必要とする状態**にあることをいう。常時介護を必要とするかの状態の判断については、次のリンク先に掲載された表を参照しつつ判断することとなる。

（厚生労働省）[常時介護を必要とする状態に関する判断基準](#)

※2 「性の多様性に関する理念と対応ガイドライン」に基づき、配偶者のみではなく、パートナーも対象となる。

（広島大学 HP）[性の多様性に関する取り組み](#)

(2) 介護部分休業

制度概要	介護休業のうち、次に掲げるもの ・ 所定労働時間の始め又は終わりにおいて、1 日を通じて 4 時間を超えない範囲内で、1 時間を単位として取得するもの ・ 1 週間のうち、1 日を単位として（1 週間のうち全ての勤務日を休業する場合を除く。）取得するもの
対象者	要介護状態にある対象家族を介護する本学の職員。 ただし、1 日の所定労働時間が 4 時間を超える職員に限り取得できます。
取得期間・回数	対象家族 1 人につき、最初に取得した介護部分休業の開始予定日とされた日を起算日として、3 年を経過する日までの間で取得できます。 ・ 1 日を単位として取得できる日数は、 <u>通算して 93 日まで</u> です。 ・ 時間単位での取得は、回数制限はありません。
対象家族の範囲	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫 等
申出期限	介護部分休業を始めようとする日の 1 週間前までに所属（配属）の人事事務担当者に申し出てください。

介護休業・介護部分休業の詳細は、以下のリンクも参照ください。

（広島大学 HP）[介護（部分）休業](#)



広島大学

2. 介護休暇は日常的な介護のニーズにスポット的に対応するための休暇です。

制度概要	要介護状態にある対象家族を介護する場合、その他の世話（通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行、その他の必要な世話）のため勤務しないことが相当であると認められるときに、取得できる休暇 (非常勤職員を除き、有給)
対象者	要介護状態にある対象家族を介護する本学の職員。
取得期間・単位	対象家族 1 人につき、一の年度において 5 日間（2 人以上の場合は、10 日間）。取得は、日又は時間単位で可能。
対象家族の範囲	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫 等
申出期限	介護休暇を取得する前に予め所属（配属）の人事事務担当者に申し出てください。

3. その他の両立支援制度も利用して、仕事と介護を両立しましょう。

(1) 時間外労働の制限

制度概要	要介護状態にある対象家族を介護する場合、時間外労働を制限する請求
対象者	要介護状態にある対象家族を介護する本学の職員。
対象家族の範囲	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫 等
申出期限	制限の開始を請求する前に予め所属（配属）の人事事務担当者に申し出てください。また、1 回の請求につき 1 年以内の期間を請求してください。 (詳細は、職員の労働時間、休日及び休暇等の取扱要領第 15 を参照。以下同じ。)
例外	業務の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。

(2) 時間外労働の制限（月又は年単位で時間の上限を定めて制限する場合）

制度概要	要介護状態にある対象家族を介護する場合、時間外労働を 24 時間/月、150 時間/年以内に制限する請求
対象者	要介護状態にある対象家族を介護する本学の職員。
対象家族の範囲	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫 等
申出期限	制限の開始を請求する前に予め所属（配属）の人事事務担当者に申し出てください。また、1 回の請求につき 1 年以内の期間を請求してください。 (詳細は、職員の労働時間、休日及び休暇等の取扱要領第 15 を参照)
例外	業務の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。

(3) 深夜労働の制限

制度概要	要介護状態にある対象家族を介護する場合、午後 10 時から午前 5 時までの深夜労働を制限する請求
対象者	要介護状態にある対象家族を介護する本学の職員。 ただし、深夜において当該家族を介護することのできる満 16 歳以上の同居の家族がいる者を除きます。
対象家族の範囲	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫 等
申出期限	制限の開始を請求する前に予め所属（配属）の人事事務担当者に申し出てください。また、1 回の請求につき 1 年以内の期間を請求してください。 (詳細は、職員の労働時間、休日及び休暇等の取扱要領第 15 を参照)
例外	業務の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。



介護休業には、給付の支給があります。

介護休業給付

介護休業を取得し、受給資格を満たしていれば、原則として休業開始時の賃金の67%の介護休業給付を受けることができます。詳細は、以下のリンクを参照ください。

(広島大学 HP) [介護休業給付](#)

その他参考情報

介護休業・介護両立支援制度について、ご不明な点がある場合には、所属（配属）の人事事務担当者又は人事コンシェルジュにお問い合わせください。

【人事コンシェルジュ】

人事制度とその手続きのことで困ったことや不明な点について、いつでも相談できるよう、人事制度全般の相談窓口として「人事コンシェルジュ」を設置しました。相談や質問がある方は、以下フォームからお問合せください。

[人事コンシェルジュ問合せフォーム](#)



本学では、介護休業等の申出をしたこと又は取得したことを理由として不利益な取扱いをすることはありません。

また、介護休業等に関するハラスメント行為を許しません。

